

令和8（2026）年6月3日

第1回検討委員会

資料1

# 検討委員会の設置について

---

# 検討委員会の設置について

## 1 これまでの経過

- 人口減少と高齢化の影響により、これからの医療需要は大きく変わっていく一方、医療の担い手は減少の一途を辿っていくことから、現状の医療提供体制では、将来にわたって医療を提供することが困難ではないかとの問題意識が病院長をはじめとした医療関係者から示された。
- このため、人口減少・高齢化が進展する局面であっても、引き続き適切に医療を受けることができる体制へと変革することを目的に、上越地域医療構想調整会議では、急性期機能の集約や将来必要となる病床規模・機能など、医療再編に関する検討を行ってきた。
- このうち、県立中央病院と上越総合病院が担ってきた高度急性期・急性期機能及び高齢者救急等に対応する機能について、高度急性期・急性期患者の減少や高齢者救急等の増加といった今後の患者動向や医療の担い手の減少を踏まえ、両病院で機能分化を図ることとし、両病院が協力して**高度急性期・急性期機能を担う中核病院（以下、「新中核病院」という）**と**高齢者救急等に対応する地ケア病院（以下、「新地ケア病院」という）**をつくりあげることとなった。
- また、機能分化にあたっては、緊密な連携による患者対応が必要なことや新中核病院から新地ケア病院への医師派遣を確実にかつ効果的に行う必要があること、さらには機能転換に伴う新地ケア病院の経営への影響などを考慮し、新中核病院と新地ケア病院の一体的運営が必要であるとの結論に至った。

## 2 本委員会の設置理由

- 開設者の異なる病院の機能分化によりつくりあげる新中核病院と新地ケア病院の一体的運営にあたっては、患者への医療提供をスムーズかつ確実にを行う視点だけでなく、職員の働き方や大学からの医師派遣の視点、さらには経営的視点など、幅広い見地から検討する必要がある。
- 加えて、一体的運営の具体的手法は、地域全体の医療提供体制に関わるものであると同時に、公の施設である県立中央病院に関することでもあるため、その判断にあたり、県福祉保健部及び県病院局が専門的な知見を有する外部有識者を招集して、本委員会を設置することとした。

## 3 本委員会における検討範囲

- 新中核病院及び新地ケア病院の一体的運営の具体的手法について、検討を行う。
- 検討後、委員会は設置者（県福祉保健部、県病院局）及び新潟県厚生連に対して報告を行う。